

資料1

合志市総合政策審議会 活動について

合志市総合政策審議会とは？

(目的)

市の総合計画や行政改革大綱などの策定、その他市の重要施策について、審議する組織として平成18年6月に設置しました。

(委員)

公募による委員、各種委員会・団体等から推薦された委員、学識経験を有する者の中から20人以内で組織。任期は2年。

(活動内容)

市長の諮問や必要に応じて、次のような事項について審議します。

- ①合志市総合計画の策定
- ②合志市の行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③ ①②の進行管理や行政評価
- ④その他市長が必要と認める事項

【合志市総合計画】 ※別冊

合志市の最上位の計画。

長期のまちづくりビジョン（目指すべき将来都市像）を示す**基本構想**

8年ごとに策定される

&

基本構想で示された都市像を実現するための**基本計画**で構成されています。

4年ごとに策定される

【行政改革大綱】 ※資料2

総合計画の将来都市像を着実に実現するために 市役所の仕事の進め方や考え方の方向性を示したものの。

【集中改革プラン】 ※資料3

行政改革大綱に掲げる重点事項について、具体的な取り組みを明示した計画。

合志市総合計画

基本構想：本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。

第1次基本構想
(H20~H27)

第2次基本構想
(H28~R5)

基本計画：基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な施策を総合的・体系的に示します。

第1期基本計画
(H20~H22)

第2期基本計画
(H23~H27)

第1期基本計画
(H28~R1)

第2期基本計画
(R2~R5)

合志市総合政策審議会運営事業 スケジュール表【令和4年度】

現委員の任期: 令和4年6月1日～令和6年5月31日

令和4年度予定案件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 委嘱状交付				① 7 月 4 日								
2 総合計画 (第2次基本構想第2期基本計画: R2-R5) の進行管理＝施策評価 (R3実績を振り返って)					② 8 月 上 旬	③ 8 月 中 旬	④ 8 月 下 旬	提 言 ①全体説明、施策(28施策)ごとに班別に評価作業 ②施策(28施策)ごとに班別に評価作業 ③各施策(28施策)に出された意見等を、審議会の意見としてまとめる。				
3 行政改革大綱及び集中改革プランに関する 審議 (第4期: R2-R5)								⑤ 10 月 末 頃	10月～11月 R2年度集中改革プランの進 捗状況報告ほか			
4 総合計画の策定に関する審議 (第3次基本構想第1期基本計画)									総合計画の策定スケジュー ルについて			
5 総 括			議会定例会				3月中旬 ・総合計画策定について報告 ・総合政策審議会の活動を振り返り、総括する。 ・施策評価を受けて、どのように反映し、予算の取組に活かしたかを報告 ・次年度スケジュールの概要について説明、その他					⑥ 3 月 中 旬
						議会定例会			議会定例会		議会定例会	

基本構想8年

基本計画4年

将来都市像

《元気・活力・創造のまち》
《健幸都市こうし》

「まちの未来像」

「元気・活力・創造のまち」を実現するためには、市民が自ら健康であり、市行政も健康であることが重要です。そしてそこからさらに幸福につながっていくまち～健幸都市こうし～を目指して、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組みます。



令和2年～
将来都市像

「元気・活力・創造のまち」
《健幸都市こうし》

平成28年～
将来都市像

「元気・活力・創造のまち」
《健康都市こうし》

平成20年～
将来都市像

「未来圏く産業・定住拠点都市」
《子育て支援日本一のまちづくり》

平成20年 第1次基本構想策定

平成28年 第2次基本構想策定

令和2年 第2次基本構想 第2期基本計画策定

総合計画

8年間で長期のまちづくりビジョンを描く基本構想

元気・活力・創造のまち
「健幸都市こうし」



まちづくりビジョンを具体的な形にするために取り組む4年間の基本計画

合志市総合計画の「政策体系」

第2次基本構想

第2期基本計画

R3年度

(570本)

将来都市像

政策(基本方針)

施策名(28本)

元気・活力・創造のまち
 〽健幸都市こうし〽

①自治の健康

②福祉の健康

③教育の健康

④生活環境の健康

⑤都市基盤の健康

⑥産業の健康

1市民参画によるまちづくりの推進(31本)
 2行政改革の推進(93本)
 3財政の健全化(24本)

4子育て支援の充実(43本)
 5健康づくりの推進(36本)
 6社会福祉の推進(12本)
 7高齢者の自立と支援体制の充実(18本)
 8障がい者(児)の自立と社会参加の促進(10)

9義務教育の充実(44本)
 10生涯学習の推進(13)
 11生涯スポーツの推進(8本)
 12人権が尊重される社会づくり(32本)
 13歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成 6

14危機管理対策の推進(3本)
 15防災対策の推進(21本)
 16交通安全対策の推進(6本)
 17防犯対策の推進(14本)
 18住環境の充実(28本)
 19水環境の保全(5本)
 20水の安定供給と排水の浄化(15本)
 21廃棄物の抑制とリサイクルの推進(9本)
 22地球温暖化防止対策の推進(4本)

23計画的な土地利用の推進(14本)
 24計画的な道路の整備(11本)
 25公共交通の充実(6本)

26農業の振興(39本)
 27商工業の振興(10本)
 28企業誘致の促進と働く場の確保(15本)

施策の柱

事務事業

施策評価

施策マネジメントシート

事務事業評価

事務事業マネジメントシート

総合計画 施策1 抜粋

「対象」・・・誰(何)のために活動するか

「意図」・・・対象をどのような状態にすべきなのか

「対象」と「意図」を明確にして
行政が実施している施策や事務事業の達成度を
「成果」として数値で表す。



政策1 自治の健康

施策 1
市民参画によるまちづくりの推進

施策の柱
(1) 地域づくり(まちづくり) 人材の育成 (2) 地域づくり(まちづくり) 活動機会の確保

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらをつなげる相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

全体像

目標 【対象】 市民
【意図】 まちづくり活動に参加する

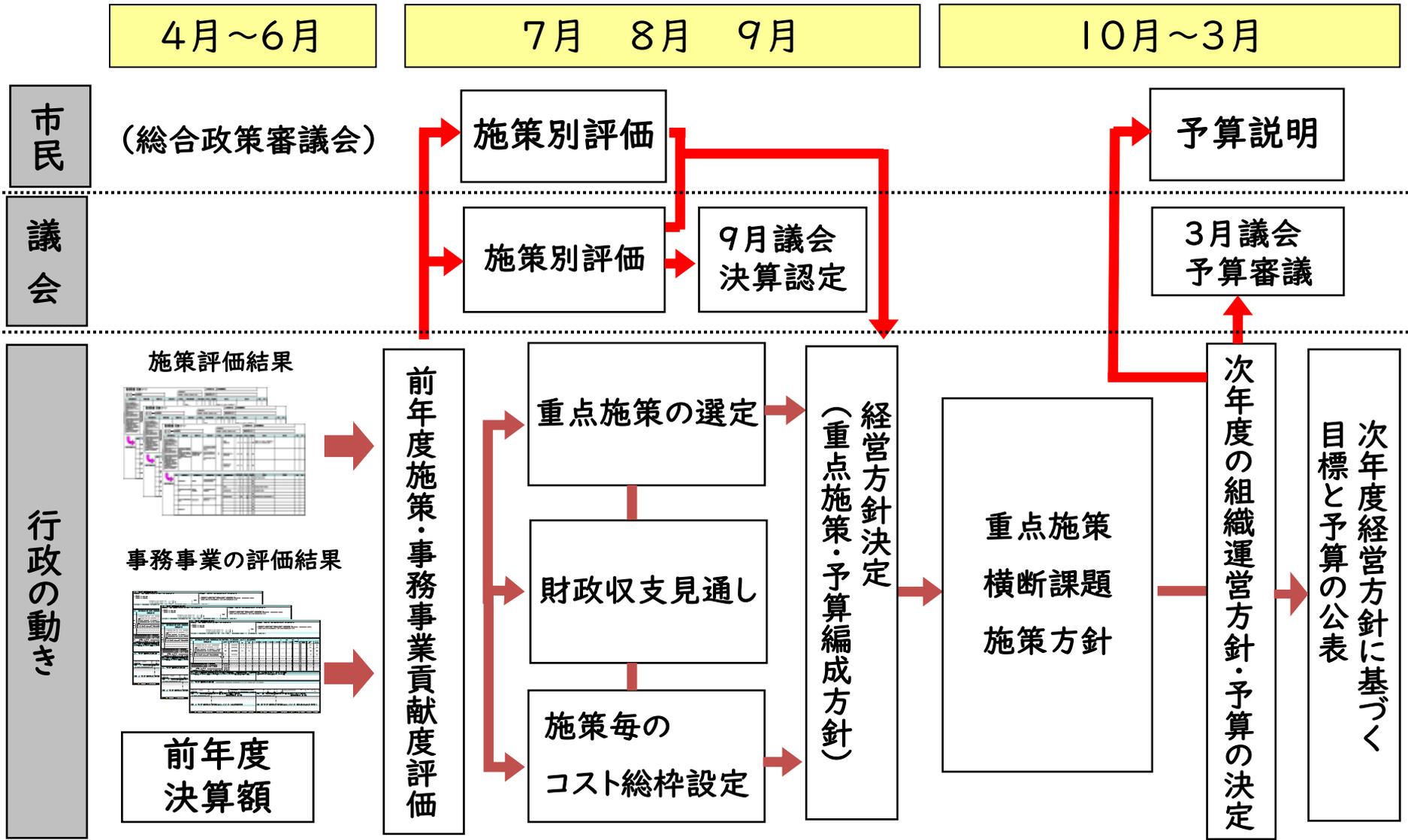
基本方針 ・自治基本条例に基づき、行政が主体的に動き市民参画を促し協働によるまちづくりを進めていきます。

現状 ・人口の増加に伴い、地域への関わりが希薄化しています。
・高齢化が進む地域で、地域活動の維持が困難となっています。
・地域づくりネットワークの加入団体数が伸び悩んでいます。
・各種選挙における投票率が低落傾向にあります。

課題 ・市民・議会・行政が協働し、まちづくりを進めていく事例を増やし紹介していくことが必要です。
・魅力ある行事やイベントの開催が必要です。
・市民参画の柱となるリーダーの育成が必要です。
・自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成が必要です。
・地域づくりネットワークへの加入促進や新規団体の掘り起こしが必要です。
・今後有権者となっていく小、中、高校生への主権者教育が必要です。

13

予算編成までの年間の流れ



成果指標と目標

■第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合(市民アンケート)	61.1	64.7	64.1	防災意識の高まりから防災訓練などの地域活動への参加人口は増えているが、市全体の人口増により、相対的な割合は目標に達していません。
市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合(市民アンケート)	69.1	69.6	69.6	市主催のイベントの減少や共催でのイベント実施のため参加者数が伸び悩んでいます。

■今後4年間の目標

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合(市民アンケート) A	64.1	成り行き値	63.5	63.2	62.9	62.6	%
		目標値	64.1	64.1	64.1	64.1	
市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合(市民アンケート) B	69.6	成り行き値	69.6	69.6	69.6	69.6	%
		目標値	70.0	70.2	70.4	70.6	

※指標の解説

【成果指標】地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合

【令和3年目標値】

64.1%

【令和3年実績値】

61.3%(市民アンケート速報値より)

施策マネジメントシート (R3振り返り 作業中)

施策マネジメントシート (令和3年度目標達成度評価)							シート1		
							作成日	令和 4 年 月 日	
施策体系									
令和3年度の施策の振り	1	自治の健康	施策名	1	市民参画によるまちづくりの推進				
・市									
施策統括部	市長公室		関係課	総務課、秘書政策課、商工振興課、生涯学習課					
施策主管課	企画課								
1 施策の目的と指標									
対象	市民		意図	まちづくり活動に参加する					
成果指標								単位	
A	地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合 (市民アンケート)						%		
B	市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合 (市民アンケート)						%		
C									
D									
2 指標等の推移									
成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	%	64.1	成り行き値	63.5	63.2	62.9	62.6	△	熊本地震後は防災意識の高まりから防災訓練などの地域活動には多くの参加があったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う防災イベントの自粛や地域社会の変化によるつながりの希薄化や人口増により、相対的な割合は目標に達していません。
			目標値	64.1	64.1	64.1	64.1		
			実績値	61.1					
B	%	69.6	成り行き値	69.6	69.6	69.6	69.6	×	市主催のイベントの減少や非催のイベント実施数増加により、これまで実績値は横ばいでしたが、新型コロナウイルス感染症対策による行事の中止などによる参加機会の損失の影響もあり減少傾向となっています。
			目標値	70.0	70.2	70.4	70.6		
			実績値	64.1					

(資料)合志市総合政策審議会条例

○合志市総合政策審議会条例

平成18年6月27日条例第173号

改正

平成19年3月20日条例第8号

平成22年6月25日条例第9号

平成22年12月17日条例第14号

平成30年3月2日条例第1号

合志市総合政策審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 集中改革プランの策定に関する事項
- (4) 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(専門的助言等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。